

都市計画決定区分一覧表

都市計画の種類		東京都決定		区市町村決定		
		◎は大臣同意を要す		(知事協議)		
		区部・多摩部	島部	区部のみ 都決定	島部	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		◎	◎			
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)		◎	◎			
都市 再 開 発 等	都市再開発の方針	○	○			
	住宅市街地の開発整備の方針	○	○			
	拠点業務市街地の開発整備の方針	○	○			
	防災街区整備の方針	○	○			
地 域 地 区	用途地域			○	○	
	特別用途地区			○	○	
	特定用途制限地域			○	○	
	特例容積率適用地区			○	○	
	高層住居誘導地区			○	○	
	高度地区・高度利用地区			○	○	
	特定街区			○	○(1ha超)	
	都市再生特別地区	◎	◎			
	居住調整地域			○	○	
	特定用途誘導地区			○	○	
	防火地域・準防火地域			○	○	
	特定防災街区整備地区			○	○	
	景観地区			○	○	
	風致地区	○(10ha以上で2以上の区市町村の区域にわたるもの)		○	○	
	駐車場整備地区			○	○	
	臨港地区	◎国際戦略港湾及び国際拠点港湾		○重要 港湾以外	○重要 港湾以外	
		○重要港湾				
	歴史的風土特別保存地区	◎	◎			
	第一種・第二種歴史的風土保存地区	◎	◎			
	緑地保全地域	○(2以上の区市町村の区域にわたるもの)		○	○	
	特別緑地保全地区	○(10ha以上で2以上の区市町村の区域にわたるもの)		○	○	
	緑化地域			○	○	
	(近郊緑地特別保全地区)	◎				
	流通業務地区	○	○			
	生産緑地地区			○	○	
	伝統的建造物群保存地区			○	○	
航空機騒音障害防止地区	○	○				
航空機騒音障害防止特別地区	○	○				
促進 区域	市街地再開発促進区域			○	○	
	土地区画整理促進区域			○	○	
	住宅街区整備促進区域			○	○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域			○	○	
遊休土地転換利用促進地区				○	○	
被災市街地復興推進地域				○	○	
都 市 施 設	道路	高速自動車国道・一般国道	◎	◎		
		都道府県道	○	○		
		区市町村道・その他			○	○
	自動車 専用道路	首都高速道路	◎	◎		
		上記以外	○	○		
	都市高速鉄道		◎	◎		
	軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く。)				○	○
	駐 車 場				○	○
	自動車 ターミナル	一般自動車ターミナル			○	○
		その他の自動車ターミナル			○	○
空 港	空港法第4条第1項第2号空港	◎	◎			
	空港法第5条第1項地方管理空港	○	○			
上記以外の空港				○	○	

都市計画の種類			東京都決定		区市町村決定	
			◎は大臣同意を要す		(知事協議)	
			区部・多摩部	島部	区部のみ 都決定	島部
都市施設	公園 緑地	10ha以上で国が設置	◎	◎		
		10ha以上で都道府県が設置	○	○		
		上記以外			○	○
	広場 墓園	10ha以上で国又は都道府県が設置	○	○		
		上記以外			○	○
		その他の公共空地(運動場等)			○	○
	水道	水道用水供給事業用	○	○		
		上記以外			○	○
		電気・ガス供給施設			○	○
	下水道	流域下水道	○			
		公共下水道	○2以上の区市町村の区域にわたるもの		○	○
		汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場			○	○
		産業廃棄物処理施設	○	○		
		上記以外の供給施設・処理施設			○	○
	河川	1級河川	◎	◎		
		2級河川・運河	○	○		
		準用河川・水路			○	○
		大学・高等専門学校			○	○
		上記以外の学校			○	○
		図書館・研究施設・教育文化施設			○	○
		病院・保育所・医療施設・社会福祉施設			○	○
		市場・と畜場			○	○
		火葬場			○	○
		一団地の住宅施設			○	○
		一団地の官公庁施設	◎	◎		
		流通業務団地	○	○		
		一団地の津波防災拠点市街地形成施設			○	○
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設			○	○	
	一団地の復興拠点市街地形成施設			○	○	
	電気通信施設			○	○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設			○	○	
	防潮施設			○	○	
市街地開発事業		土地区画整理事業	○(面積が50ha超で国又は都道府県等施行)		○	○
		新住宅市街地開発事業	○	○		
		工業団地造成事業	○	○		
		市街地再開発事業	○(面積が3ha超で国又は都道府県等施行)		○	○
		新都市基盤整備事業	○	○		
		住宅街区整備事業	○(面積が20ha超で国又は都道府県等施行)		○	○
		防災街区整備事業	○(面積が3ha超で国又は都道府県等施行)		○	○
市街地開発事業 等 予定区域		新住宅市街地開発事業の予定区域	○	○		
		工業団地造成事業の予定区域	○	○		
		新都市基盤整備事業の予定区域	○	○		
		区域面積20ha以上の 一団地の住宅施設の予定区域			○	○
		一団地の官公庁施設の予定区域	◎	◎		
		流通業務団地の予定区域	○	○		
地区計画等 (注)		地区計画 (再開発等促進区を定めるもの)			○	○
		(開発整備促進区を定めるもの)			○	○
		防災街区整備地区計画			○	○
		沿道地区計画 (沿道再開発等促進区を定めるもの)			○	○
		歴史的風致維持向上地区計画			○	○
		集落地区計画			○	○

(注) 地区計画等において、知事協議・同意は政令で定める事項に限る(都市計画法第19条第3項、同施行令第13条)。